

新しい琵琶湖文化館のVI製作業務仕様書

1. 委託業務名

新しい琵琶湖文化館のVI製作業務

2. 事業の目的

(1) 琵琶湖文化館について

滋賀県では、令和3年3月に新しい琵琶湖文化館の整備内容等を定めた基本計画を策定し、令和5年7月に整備事業を実施する民間事業者が決定。大津市浜大津において、令和9年(2027)12月の、新しい琵琶湖文化館の開館を目指している。

「近江の文化財で“つなぐ”“ひらく”未来の滋賀」を基本理念とし、文化財の収蔵、展示といった従来の博物館の機能に加え、「地域の文化財のサポートセンター」の機能と「文化観光拠点となるビジターセンター」の機能を備え、近江の文化財を保存・継承・活用・発信する中核拠点となることを目指している。

※詳細は滋賀県ホームページ「新しい琵琶湖文化館が誕生します！」を参照すること。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/bunkazaihogo/338231.html>

(2) 本業務の目的

平成20年からの休館を経て、令和9年12月に開館する琵琶湖文化館の、認知度拡大や期待感を高めるとともに、国内外より多くの来館者を迎えるにふさわしい、ロゴ・シンボルマークを含むVI(ヴィジュアル・アイデンティティ)の製作を行う。製作にあたっては、基本理念や立地、建物等を考慮に入れることで、琵琶湖文化館の特徴やコンセプト等を伝える。

3. 業務を委託する期間

契約の日から令和8年3月31日までの間とする。

ただし、商標登録手続きを行ってから、商標登録完了が履行期間後であっても、当該業務が正式に完了するまで業務を遂行するものとする。

4. 業務の内容

(1) 業務の概要

VI一式の製作業務として、下記の業務を実施する。

【業務A】ロゴ・シンボルマークの作成

【業務B】指定書体の選定(和文・欧文)

【業務C】指定カラーの選定

【業務D】VIマニュアルの作成

【業務E】VI展開の作成

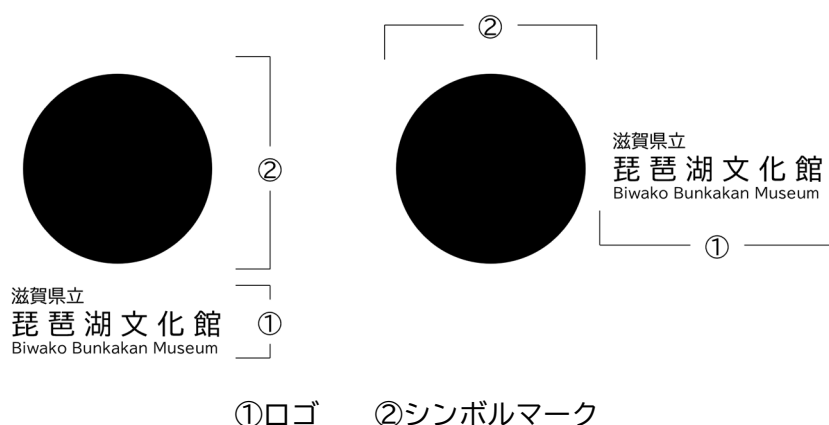
【業務F】VI一式の商標出願

なお、VI一式に関する著作権（著作権法27条および28条の権利を含む）、商標権、意匠権、知的財産権、所有権、その他一切の権利を滋賀県に譲渡すること。

(2) 業務の製作条件

【業務A】 ロゴ・シンボルマークの作成

ア ロゴ・シンボルマークの定義



イ 基本ルール

- ・①ロゴ、②シンボルマークは、両方とも製作する。
- ・①ロゴ、②シンボルマークの組合せ、配置、書式、余白は提案に委ねる。
- ・データはAdobe Illustratorとする。
- ・視認性を考慮し、白黒での印刷にも対応したデザインとする。

ウ ロゴ

- ・和文名称および欧文名称を併記する。
- ・和文名称：「滋賀県立琵琶湖文化館」
- ・欧文名称：「Biwako Bunkakan Museum」

エ シンボルマーク

- ・琵琶湖文化館の基本理念や、立地、建物等を図案化する。
- ・大小・縦横比率等、様々な媒体によって展開可能することが望ましい。

【業務B】 指定書体の選定（和文・欧文）

- ・和文・欧文ともに、適切な既存のフォントを選定する。

【業務C】 指定カラーの選定

- ・複数の色を指定カラーとして選定する。

【業務D】 VI マニュアルの作成

- ・【業務A】～【業務C】および【業務E】の一部にて製作した、ロゴ・シンボルマーク等の使用および運用にあたってのマニュアルを作成する。デジタル版および印刷版2部の両方を納品する。
- ・デジタル版の作成ソフトウェア：Adobe Illustrator
- ・印刷版の用途：色校に使用する。
- ・印刷版の品質要件：退色が起きづらいインクおよび用紙を使用すること。

【業務E】 VI 展開の作成

- ・下記のデザインを作成する。

印刷物	
・角形2号封筒	
・長形3号封筒	
・名刺	
・職員名札	
サイン	
・外壁館名表示	新しい琵琶湖文化館の設計・建設に係る協議に出席し、SPC 担当者と協働し、計画・調整する（オンラインでの出席可）
・エントランス館名表示	
・館旗	
その他	
・自由提案	企画提案書記載の「ロゴ・シンボルマークの展開例」をもとに、VI 展開を提案・作成する

【業務F】 VI 一式の商標出願

- ・県との協議を経て完成したロゴ・シンボルマーク等について、特許庁に商標を出願すること。なお、商標の登録については県が行う。

(3) 業務の進め方

【業務A】 ロゴ・シンボルマークの作成

企画提案書によるデザインをベースとし、決定通知および契約締結後に、県や関係者と調整し、デザインを決定する。決定したデザインは、令和7年12月21日（日）に開催する県民フォーラムにて発表する。

【業務B】～【業務F】

決定通知および契約締結後に実施する。実施に際しては、県と綿密な協議を行うこと。成果品は、令和8年3月31日（火）までに納品すること。

5. 留意事項

- ・業務の実施にあたっては、『(仮称)新・琵琶湖文化館基本計画』(令和3年)を十分理解すること。
- ・ロゴ・シンボルマークは、ユニバーサルデザインを重視したものとし、「だれもが読みやすい、わかりやすい印刷物の手引き」(滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課発行、令和7年3月改定)の方針に配慮したものとすること。